

# 平成27年 秋の全国交通安全運動山梨県実施要綱

## 第1 目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 第2 期 間

- 1 運動期間 平成27年9月21日（月）から30日（水）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（水）

## 第3 主 唱

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

## 第4 主催機関・団体、協賛機関・団体

別記のとおり

## 第5 運動のスローガン

心地良い 交通マナーが 照らす未来（あす）

## 第6 運動の基本・重点

### 1 運動の基本

秋の交通安全運動では、次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、通学中の児童が死傷する交通事故が発生するなど、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、高齢者の交通事故死者数が交通事故死者数全体の約半数を占め、その減少が強く求められていることから、これらの交通事故情勢に的確に対処するため、「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本とする。

### 2 運動の重点

秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加すること、また、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだに低調であること、さらに、重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことに加え、本県では、交通事故死者数に占める二輪車事故死者数の割合が高いことから、次の4点を運動の重点とする。

- (1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用

- 品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底)
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - (3) 飲酒運転の根絶
  - (4) 二輪車の交通事故防止（本県重点）

## 第7 運動の基本及び重点に関する主な推進項目

### 1 運動の基本「子供と高齢者の交通事故防止」に関する推進項目

子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子供や高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 日常生活の中で、安全に道路を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
- (2) 通学路等における幼児・児童の安全の確保
  - ア 通学路を中心とした危険箇所情報についての各関係機関による情報の共有化と、相互の連携による、交通環境の整備、交通ボランティアの活用等、問題解決に向けた効果的取り組みの推進
  - イ 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
  - ウ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
  - エ スクールゾーンや通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全総点検及び通行車両の運転者に対する注意喚起を促すための広報啓発の促進
- (3) 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車乗用時におけるシートベルト着用等の安全利用の促進
- (4) 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- (5) 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- (6) 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- (7) 高齢運転者やその家族に対する運転免許証自主返納制度の周知徹底
- (8) 子供や高齢者等に対する思いやりのある運転の促進
- (9) ゾーン30を始めとする生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- (10) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進

### 2 運動の重点に関する推進項目

- (1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
  - 歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加する夕暮れ時と夜間の交通事故を防止するため、次の項目を推進する。
    - ア 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進  
衣服、履物等、身の回り品への反射材等の組み込みの促進と各種広報媒体を活用した反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用効果などに関する広報啓発活動の促進
    - イ 歩行者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
    - ウ 自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）を活用した前照灯の点灯、通行方法等の交通ルール・交通マナーの周知、自転車の点検整備の励行、街頭指導の強化や交通安全教室等による自転車の交通ルールの遵守徹底
    - エ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行
    - オ 交通混雑や視認性の低下などによる夕暮れ時と夜間の危険性及び反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用効果などを理解・認識させる交通安全教育等の推進
    - カ 横断歩行者の保護  
横断歩行者の保護の重要性を認識させ、徐行・一時停止の徹底を図る交通安全教育の推進と、横断歩行者妨害に対する指導取り締まりの徹底
    - キ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - 自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進する。
    - ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
    - イ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果に関する理解の促進
    - ウ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け等、正しい使用方法の周知徹底
    - エ シートベルトとチャイルドシート非着用者に対する指導取り締まりの徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
  - 運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図るとともに、運転者とその周辺の者とが共通の認識をもって飲酒運転の防止に努め、悪質な犯罪で

ある飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進する。

ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進

イ 各種広報媒体の活用による広報啓発活動の推進

ウ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

エ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進

オ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取り組みの実施

#### (4) 二輪車の交通事故防止

秋の行楽期には二輪車利用者の増加が予想されることから、二輪車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進するとともに、重大交通事故につながりやすい二輪車の交通事故を防止するため、次の項目を推進する。

ア 二輪車運転時の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践

(ア) 交差点における徐行・一時停止、安全確認の徹底

(イ) カーブでの安全速度の遵守

(ウ) すり抜け走行、左側追い越し、路肩走行等の危険性の周知徹底

(エ) ヘルメットの正しい着用の徹底とプロテクター装着

イ 二輪車の安全運転に対する広報啓発活動

(ア) 二輪車事故の傾向や発生原因、また、技術向上を目的とした講習会、イベント等の情報提供

(イ) 若者や免許取得後間もない運転者、高齢者に対する安全運転教育の実施

ウ 二輪車の点検整備など適正な保守管理と道路環境整備等の促進

エ 二輪車の安全運転に関する街頭活動及び指導取り締まりの徹底

## 第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故によりいまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っているなど、厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、上記第6、第7のほか平成27年度山梨県交通安全運動基本要綱第8に掲げた主な推進事項の趣旨が県民各層に定着して、県民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

また、鉄道の交通分野においても、県民の交通ルールの遵守と交通マナーの習得・向上を図るなどの効果的な運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の

尊さを広く県民に訴え、理解の増進に努めるとともに、黙とうなど交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人ひとりが交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

この実施に当たっては、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通事故のない社会は県民自らが成し遂げるものである、との認識を社会全体に正しく広めるよう努めるものとし、本運動の展開に連動した取り組みを行うものとする。

#### 1 主催機関・団体における実施要領

(1) 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。

(2) 主催機関・団体は、組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。

ア 総合交通センター、自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレーター、シートベルトコンビンサー、スケアード・ストレイト方式等を活用した参加・体験・実践型の各種交通安全教育の実施

イ 各種広報媒体を活用した街頭キャンペーン及び街頭における交通安全指導、保護・誘導活動の実施

ウ 交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料（交通事故統計、広報啓発資料等）の提供

エ 有識者、交通事故被害者等が参加する交通安全シンポジウムの開催

オ 交通安全に関する作文、標語等の募集と活用

(3) 主催機関・団体は、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用の必要性、「自転車安全利用五則」の周知徹底、シートベルトとチャイルドシートの着用効果、横断歩行者の保護の重要性、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開するものとする。

また、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対し、交通の危険を防止するための講習を受けることを義務付ける自転車運転者講習制度が導入されたことについて、周知の徹底を図るものとする。

(4) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌（紙）、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動重点を効果的に推進するための関連情報はもとより、交通事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。

なお、チャイルドシート使用に関する各種広報等に当たっては、「チャイルドシート着用推進シンボルマーク」を活用した効果的な推進を図るものと

する。

※ 図：「カチャピョン（チャイルドシート着用推進シンボルマーク）」



- (5) 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等を周知させ、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等をしない、させないことはもとより、反射材用品等の着用、自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの着用や自転車乗用中の交通ルールの遵守、横断歩行者の保護等、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- (6) 主催機関・団体は、鉄道交通環境の整備、鉄道交通の安全に関する知識の普及、鉄道の安全な運行の確保、踏切道における交通の安全に関する対策を推進し、鉄道交通の安全確保に努めるものとする。
- (7) 県及び市町村は、事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ、地域の交通事故実態及び住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努めるものとする。

また、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、世帯訪問による家族を含めた個別指導や、高齢者と接する機会を利用した反射材用品等の着用などの交通安全指導が地域ぐるみで行われるよう努めるものとする。

さらに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、各種交通安全キャンペーン、街頭監視・指導活動等への若者の参加促進に努めるものとする。

これらを踏まえ、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。

#### ア 地域、家庭等における実施要領

町内会、老人クラブ等との連携による世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消に努める。

また、家庭内においては、話し合い等を通じて、高齢者の交通事故防止や飲酒運転の根絶をはじめとする交通安全意識を高めるとともに、保護者や家族が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、通学路等での交通事故の発生状況などの身近な交通事故実態、シートベルトとチャイルドシート及び反射材用品・明るい目立つ色の衣服等の着用効果等、横断歩行者の保護の重要性、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性、自転車の安全利用等に関する必要な資料・情報の提供を行う。

## イ 保育所、幼稚園、小学校等における実施要領

保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルールの理解と交通マナーの向上を図る。

また、保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するほか、自動車乗車中におけるチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。

さらに、保護者等を交えた交通安全総点検・ヒヤリ地図の作成等を実施し、子供の視線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

## ウ 高齢者福祉施設等における実施要領

施設責任者、医師、看護師等との連携により、参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、道路を横断中に発生する重大事故の実態、反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用効果などについて理解を深め、これらの活用を促すとともに、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等について指導を徹底する。

また、関係者等を交えた交通安全総点検・ヒヤリ地図の作成等を実施し、高齢者から見た交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

## エ 職域における実施要領

職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等との連携により、事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等を開催し、高齢歩行者等交通弱者に配慮した思いやりのある運転の励行とともに、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知等について指導を徹底する。

また、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底及びこれらの着用効果の理解促進、自転車利用者に対する交通ルールの遵守等職域における交通安全意識の向上を図るほか、社内広報誌(紙)等を活用した積極的な広報啓発活動や職域の職員による地域の各種交通安全啓発活動への参加を促進するため、安全運転や交通事故情勢などに関するきめ細やかな情報提供を行う。

## 2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取り組みを推進するとともに、職員に対して本運動の主旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

## 第9 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。